

高萩・北茨城広域事務組合職員職名規則

令和元年10月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の職名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「職員」とは、高萩・北茨城広域事務組合職員定数条例（昭和59年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第6号）第2条第1号に定める管理者の事務部局の職員をいう。

(職名)

第3条 職員の職名は、次のとおりとする。

局長、次長、参事、副参事、課長、主査、課長補佐、副主査、係長、主任、主幹、主事、主事補

(法令等による職名)

第4条 前条に掲げるもののほか、法令その他特別の定めがある職名は、同条に定める職名にあわせて用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。